

相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（小児医療費助成事務）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（小児医療費助成事務）
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（小児医療費助成事務）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号）第1条	相模原市医療費助成条例（昭和49年3月29日条例第13号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第七条第一項 に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父 母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する という基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当 を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与す るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する ことを目的とする。	第1条 この条例は、市民の健康の保持及び生活の安定を図るため、 医療費の一部を助成し、もつて福祉の増進に寄与することを 目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		相模原市医療費助成条例（昭和49年3月29日条例13号） 相模原市医療費助成条例施行規則（昭和49年3月30日 条例17号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	相模原市医療費助成条例第6条
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	小児医療費助成の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号イ	相模原市医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。口及び次号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う小児等養育者（父、母又は当該申請に係る乳児、幼児等又は小児を監護し、生計を維持する者）に係る市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項2号	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第14条

事務の内容	児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	小児医療費助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務
-------	--	-----------------------------------

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項2号イ	相模原市医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う小児等養育者（父、母又は当該申請に係る乳児、幼児等又は小児を監護し、生計を維持する者）に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	